松伏町メディカルケアステーション運用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、松伏町におけるメディカルケアステーション（以下「ＭＣＳ」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の意義は次のとおりとする。

1. 連携元事業所とは、ＭＣＳにより患者又は利用者の情報（以下「患者等情報」という。）を保有する医療機関、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターで、松伏町に所在する事業所をいう。
2. 連携先事業所とは、ＭＣＳにより患者等情報を利用する事業所をいう。
3. 管理者とは、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等の管理者をいう。
4. ＭＣＳ管理者とは、患者等情報、ＭＣＳ利用者の管理を行うため、連携元事業所におく者をいう。
5. ＭＣＳ利用者とは、松伏町が利用者ＩＤを付与し、当該患者等情報をＭＣＳにおいて利用する者をいう。

（利用申請）

第３条　新たにＭＣＳを利用しようとする管理者は、松伏町いきいき福祉課にメディカルケアステーション利用申請書（様式第１号）及びメディカルケアステーション利用に係る連携守秘誓約書（様式第２号）を提出する。

２　松伏町は、様式第１号及び様式第２号の提出を受けた場合は、速やかに利用者ＩＤ及び利用者パスワードを申請した連携元事業所の管理者に付与する。

（誓約書の締結）

第４条　連携元事業所の管理者は、ＭＣＳを利用する従事者と業務情報保持に関する誓約書（様式第３号）を交わす（既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、除く。）とともに、従事者に対して定期的に教育を行うものとする。

　（情報共有を行う患者等情報）

第５条　ＭＣＳで情報共有を行う患者等情報は、松伏町に住所を有する者の情報に限る。

（患者同意）

第６条　ＭＣＳ管理者は、ＭＣＳで情報共有を行う場合、患者、利用者又はその家族と個人情報使用同意書（様式第４号）を交わし、双方が所持するものとする。

（法令及びガイドライン等）

第７条　ＭＣＳ管理者及びＭＣＳ利用者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守するとともに、次の各号に掲げるガイドライン等に十分理解したうえで、利用するものとする。

(1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン最新版

(2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン最新版

(3) ＭＣＳ利用上の留意事項

（管理者及びＭＣＳ管理者の役割）

第８条　管理者は次の各号の役割を担うものとする。

1. 事業所の利用者ＩＤの管理
2. 情報機器の管理

２　ＭＣＳ管理者は次の役割を担うものとする。

1. 患者等情報の管理
2. その他情報の管理
3. ＭＣＳ利用者の参加の承認及び解除

（利用者ＩＤ及び利用者パスワードの管理）

第９条　ＭＣＳ管理者及びＭＣＳ利用者は、利用者ＩＤ及び利用者パスワードについて、次の各号により管理する。

1. 利用者ＩＤを複数のＭＣＳ利用者で、共有しないこと。
2. 利用者パスワードは、英数混合８桁以上とし、２か月に１回、定期的に変更すること。

（情報セキュリティ対策）

第１０条　連携元事業所及び連携先事業所は、次の各号により情報セキュリティ対策を講じる。

1. 情報機器に対して起動時の暗証番号を設定し、設定にあたっては推測しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
2. 情報機器には、例えばファイル交換ソフト（Winny等）をインストールしないこと。
3. 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
4. ＭＣＳを閲覧するブラウザでは、利用者ＩＤ及び利用者パスワードを記憶しないこと。
5. ＭＣＳの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
6. 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でＭＣＳ管理者に届け出て、承認を得ること。
7. ＭＣＳ管理者又はＭＣＳ利用者が個人で所有する端末を使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、本規程により運用を行うものとすること。

（その他）

第１１条　その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、松伏町がこれを別に定めることができる。

附　則

この規程は平成３０年３月１日から施行する。

【ＭＣＳ利用上の留意事項】

1. 管理者向けの留意事項

ア　管理者は、ＭＣＳ管理者又はＭＣＳ利用者が退職した場合には、利用者ＩＤを削除すること。

1. ＭＣＳ管理者向けの留意事項

ア　患者等グループの作成

(ｱ)ＭＣＳ管理者は、ＭＣＳで患者又は利用者単位のグループ（以下「患者等グループ」という。）を作ること。

(ｲ)患者等グループには、情報連携を行う患者又は利用者に関係する医療従事者及び介護従事者のみをＭＣＳ利用者として参加させること。

(ｳ)１つの患者等グループで、複数の患者等情報を情報共有しないこと。

(ｴ)患者等の担当から変更となった場合には、参加している患者グループのメンバーから解除すること。

(ｵ)２か月に１回、定期的に、患者グループごとに、参加するＭＣＳ利用者が適切であるかどうかの精査を行うこと。

　　イ　患者等グループの保管

　　　(ｱ)ＭＣＳ管理者は、施設への入所等により情報共有の必要なくなった患者等情報についてＭＣＳの保管機能を利用し、速やかに保管庫に移すこと。データの保存期間については、各種法令等に基づいて適正に管理すること。

　　ウ　ＭＣＳの利用

　　　(ｱ)ＭＣＳ管理者は、ＭＣＳの安全かつ適正な運用管理を図り、利用者の不正利用が発生した場合等は、当該ＭＣＳ利用者の利用を制限又は禁止すること。

　　　(ｲ)ＭＣＳ管理者についても、(3)ＭＣＳ利用者向けの留意事項に留意し、利用すること。

(3) ＭＣＳ利用者向けの留意事項

ア　利用者ＩＤ及び利用者パスワードをＭＣＳ利用者本人以外の者に利用させ、又は情報提供を行わないこと。

イ　患者等グループに招待を受けた者は、自分が該当する患者等グループに参加することが適切か判断し、参加すること。

ウ　患者等グループへの書き込みは、該当する患者又は利用者に関することのみとし、その他の患者等情報を書き込まないこと。

エ　ＭＣＳの個人設定で、ＭＣＳ利用者のプロフィール、顔写真を登録すること。

オ　ＭＣＳ利用者が患者又は利用者の担当でなくなった場合には、該当する患者等グループから登録を解除すること。

カ　事業所を退職した場合又はＭＣＳを利用する必要がなくなった場合は、事業所から貸与される端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行うこと。

キ　書き込みを行う場合、入力情報が正しい事を確認する操作を行って、入力情報に対する責任を明示すること。

ク　与えられたアクセス権限を越えて操作を行わないこと。

ケ　ＭＣＳのシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかにＭＣＳ管理者に報告し、その指示に従うこと。

コ　不正アクセスを発見した場合、速やかにＭＣＳ管理者に連絡しその指示に従うこと。

サ　利用が終わったらログアウトすること。

シ　パソコンの場合、離席時にログアウトすること。

ス　スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にロックをかけること。

様式第１号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所管理者　→　市・町

メディカルケアステーション利用申込書

　松伏町長　宛

　本事業所において、メディカルケアステーションを利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　事業所名：

事業所住所：〒

事業所電話番号：

　　　　　管理者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

利用者名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理者権限の有無 | 職　種 | 氏　　　名 | メールアドレス |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※複数の利用者において、同一メールアドレスの共有はできません。

様式第２号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所管理者　→　市・町

メディカルケアステーション利用に係る連携守秘誓約書

松伏町長　宛

（連携情報保持の誓約）

第１条　私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「松伏町・松伏町　メディカルケアステーション運用規程」（以下、「運用規程」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

　(1)患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）

(2)その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）

　(3)その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

（連携情報の管理等）

第２条　私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。

２　私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用規程に基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

３　私は、従事者に対して個人情報保護やIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

（利用目的外での使用の禁止）

第３条　私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

（退職後の業務情報保持の誓約）

第４条　私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

（損害賠償）

第５条　私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

　　　年　　　月　　　日

　　　　事業所名

事業所所在地

管理者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　印

様式第３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従事者　→　事業所管理者

業務情報保持に関する誓約書

管理者【事業所名称・氏名】　　　　　　　　　　　　　　　　宛

（業務情報保持の誓約）

1. 私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます。）を遵守するとともに、以下の情報（以下「業務情報」といいます。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。
2. 患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
3. その他貴事業所内で知り得た情報（患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。）
4. その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

 　（情報の管理等）

第２条　私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。

２ 私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。）以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。

また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

３ 私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

（利用目的外での使用の禁止）

第３条 私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

（退職後の業務情報保持の誓約）

第４条 私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

（損害賠償）

第５条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

　　年 月 日

住所

氏名 印

様式第４号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　患者　→　事業所（連携元事業所）

個人情報使用同意書

【連携元事業所名・管理者等】　　　　　　　　　　　　宛

（使用の目的）

１　自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする医療関係事業者（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等）及び介護関係事業者（居宅介護支援事業所、デイサービス、訪問ヘルパー等）が、在宅で療養を受ける方の病状の変化及び医療・介護行為の情報を共有することで、その質の向上と充実を図ることを目的とします。

（インターネット等による情報共有）

２　在宅療養（医療）に関る医療・介護関係事業者が連携を図る目的で、適切と認める通信手段（医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション（ＭＣＳ）※」を含む）を用いて、診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。

※　ＭＣＳは、株式会社エンブレースが提供する医療介護専用のコミュニケーションシステムで、以下のような特長があり、必要に応じて利用する場合があります。

・医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用に開発されたシステムです。

・医療介護情報連携に特化したセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。

・災害時でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されたシステムです。

（使用に当たっての条件）

３　個人情報の共有は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。また、当該システムで管理する個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。なお、患者及びその家族が所有する端末等を使用して当該システムを利用する際に係る通信費を除き、患者及びその家族に利用料金がかかることは一切ありません。

（共有される情報について）

４　共有される情報については以下のとおりです。

（１）患者基本情報（氏名、生年月日、性別、住所、連絡先）

（２）病歴、病名

（３）使用している薬剤

（４）日々の状態

（５）紹介元医療機関、入院希望医療機関、現在受診している医療機関

（６）利用している介護保険サービスの内容

（７）レントゲン等の画像

（８）褥瘡等の身体画像

（９）その他、円滑な在宅療養（医療）を行うために必要な医療・介護に関する情報

（患者が有する権利）

５　患者及びその家族は、当施設が保有する個人データについて以下の権利を有しております。

（１）当該データの利用目的の通知を求める権利

（２）当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

（３）当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

（４）当該データの利用の停止又は削除を求める権利

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　【事業所名、担当名、連絡先】

私は、表面の事項について説明を受け、いずれも同意します。

　　　年　　　月　　　日

＜患者＞

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

＜後見人・保佐人＞

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

＜家族＞

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所